

OTAアリーナ（仮称）を核としたまちづくりに
関する調査・研究・企画立案業務委託

公募型プロポーザル実施要領

群馬県 太田市 スポーツ振興課

1 発注業務の概要等

(1) 業務名称

OTAアリーナ（仮称）を核としたまちづくりに関する調査・研究・企画立案業務委託

(2) 業務内容

別添「OTAアリーナ（仮称）を核としたまちづくりに関する調査・研究・企画立案業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 提案上限額

30,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 選考方法

公募型プロポーザル方式とする。

(6) 事務局

本プロポーザルの実施は、太田市文化スポーツ部スポーツ振興課を事務局として行うものとする。

2 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は次の要件を全て満たすもので、市からの委託業務を適格に遂行するに足る能力を有するものとする。

(1) 県内又は関東地区に本社若しくは支社があり、業務委託締結時において、本市が規定する入札参加資格を有するもの。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(3) 参加表明書の提出の日から特定結果の通知の日までの間、太田市入札参加資格停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 太田市暴力団排除条例及び太田市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱に基づく措置を受けていないこと。

(5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(6) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れのないこと。

(7) 平成28年4月1日から令和4年3月31日までに契約履行が完了した業務実績のうち、同種または類似する業務実績が5件以上あること。

3 実施スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル告知	令和4年8月4日(木)
質問書の受付期間	令和4年8月4日(木)～8月10日(水)
質問回答	令和4年8月12日(金)
参加申請書の受付期間	令和4年8月4日(木)～8月22日(月)
参加資格結果通知	令和4年8月29日(月)
企画提案書等の提出期間	令和4年8月30日(火)～9月12日(月)
審査	令和4年9月27日(火)
審査結果通知、公表	令和4年9月29日(木)
委託契約締結	決定後7日以内

4 配布書類

(1) 配布期間

令和4年8月4日(木)から8月22日(月)まで

(2) 入手方法

太田市ホームページ (<http://www.city.ota.gunma.jp/>) からダウンロード

(3) 配布書類

- ・O T Aアリーナ(仮称)を核としたまちづくりに関する調査・研究・企画立案業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・O T Aアリーナ(仮称)を核としたまちづくりに関する調査・研究・企画立案業務委託仕様書
- ・参加申請書 (様式1)
- ・会社概要及び契約実績 (様式2)
- ・質問書 (様式3)
- ・企画提案書表紙 (様式4)
- ・業務実施体制 (様式5)
- ・配置予定技術者調書 (様式6)
- ・辞退届 (様式7)

5 参加申請

本プロポーザルに参加しようとする者は、関係書類を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

提出物	様式	提出部数	特記事項
①参加申請書	様式1	1部	
②会社概要及び契約実績	様式2	1部	契約実績の内容が確認できる書類を添付すること。

(2) 提出期間

令和4年8月4日（木）から令和4年8月22日（月）まで

(3) 提出方法

事務局へ郵送または持参するものとし、電子メールでの提出は不可とする。郵送の場合は、簡易書留郵便で送付することとし、提出期限日までに必着のこと。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間で受け付ける。

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、令和4年8月29日（月）午後5時までに参加申請書記載の電子メールアドレス宛てに結果を通知する。

6 企画提案書の提出

本プロポーザルに関する企画提案書は仕様書に準拠した提案内容とし、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

提出物	様式	特記事項
①会社概要及び契約実績	様式2	契約実績の内容が確認できる書類を添付すること。
②企画提案書表紙	様式4	
③業務実施体制	様式5	分担業務の内容が明確となるような体制表（組織図）を記入し、又は添付すること。
④配置予定技術者調書	様式6	該当者の氏名、経歴、実績等を記載すること。なお、保有資格については、証明書類の写しを添付すること。
⑤企画提案書	任意	
⑥業務工程表	任意	
⑦業務見積書	任意	書式は自社様式で可とするが、仕様書に準拠した内容とし、内訳を添付すること。

(2) 提出期間

令和4年8月30日（火）から令和4年9月12日（月）まで

(3) 提出方法

提出書類については、①から⑦の順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで10部（正本1部、副本9部）提出すること。正本と副本の内容は全て同一とするが、副本への押印は省略することができる。なお、正本と副本とが識別できるように提出すること。その他提出先等については、前述「5 参加申請（3）」と同様とする。

7 企画提案書の取り扱い等について

(1) 提出された書類は一切返却しない。

(2) 提出された企画提案書等は、提案者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから原則として公開しないものとするが、太田市情報公開条例（平成17年太田市条例第9号）の規定に基づき、開示することがある。このため、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないものとし、当該情報が含まれている場合には、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講ずること。

8 質問及び回答

本要領及び仕様書等に不明な点がある場合は、質問書（様式3）を次の方法で提出すること。

(1) 提出期間

令和4年8月4日（木）から令和4年8月10日（水）午後3時まで

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。電話・口頭及び期限後の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

市ホームページに随時掲載するものとするが、令和4年8月12日（金）午後5時（予定）を最終回答期限として、全ての回答を市ホームページに掲載する。

9 辞退

参加申請書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を次の方法で提出すること。

(1) 提出期間

令和4年9月12日（月）まで

(2) 提出方法

前述「5 参加申請（3）」と同様とする。

10 審査方法

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を公正に決定するため、本プロポーザルの審査委員会を設置する。審査委員会は書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に審査をする。ただし、参加申請者が多数の場合は参加申請における提出書類により事前審査を行うものとする。

(1) 実施概要

ア) 日時 令和4年9月27日(火)

イ) 場所 太田市役所

ウ) 人数 3名以内

エ) 提案内容の説明

説明者は実際に事業を担当する者を含むものとし、提出した企画提案書に基づき説明すること。

オ) プレゼンテーション・ヒアリング時間

・提案者からの説明時間 15分間程度

・太田市からの質問時間 10分間程度

カ) プレゼンテーション方法

新たな資料の提出は不可とする。プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は事務局にて準備するため、企画提案書提出時に申し出ること。

キ) その他

プレゼンテーション開始時間・開催場所等の詳細については、全ての企画提案書が提出された後、令和4年9月20日(火)午後5時までに参加申請書記載の電子メールアドレス宛てに通知する。

(2) 審査結果

審査結果については、令和4年9月29日(木)までに電子メール及び文書で通知する。

(3) その他

審査内容等については公表しない。また、結果に対する異議申立ては受け付けないこととする。

1 1 審査基準

項目		評価基準
業務実績・実施体制		
1	業務実績等	本業務が遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。又は、当該業務を円滑に推進するために必要な経営基盤を有し、かつ十分な管理能力を有しているか。
2	業務実施体制等	本業務と同種又は類似する業務実績がある技術者が本業務に適正に従事することができるか。また、本業務について、円滑かつ確実に業務遂行するための適切な人員配置及び役割分担がなされているか。
提案内容		
3	調査分析 OTAアリーナ (仮称)を核と したまちづくり	全国の類似施設を有した自治体を対象に基礎データの収集及び地域特性の整理・分析、関連する計画・施策データを収集、優良事例の調査・分析・考察を行う能力を有しているか。OTAアリーナ(仮称)を核としたまちづくりを具現化するための能力を有しているか。また、将来取り組むべき方向性を示す能力を有しているか。
4	本市の特性と 課題の抽出	本市が持つ特性や課題を把握するために必要な能力を有しているか。また、これを踏まえた企画・立案をする能力を有しているか。
5	企画・立案およ び実施計画の策 定	太田市のまちづくりにおけるスポーツのある未来の姿をふまえて、実現するための事業を企画・立案する能力を有しているか。またステークホルダーとの調整・費用・実施エリアについても検討した上で、実現するための能力を有しているか。
価格		
6	見積金額	業務を実施するための金額として妥当か。
プレゼンテーション全般		
7	的確性・実現性	提案内容が適切で、知識や経験に裏付けられた実現性のある提案か。
8	信頼性・表現力	提案内容がわかりやすく、説得力があるか。
9	独創性	本市の状況について知識・情報を持つなど精通しており、ありきたりではない独創的な提案内容となっているか。

1.2 契約

- (1) 審査により委託契約交渉順位第一位となった候補者と委託契約締結に向けた協議を行う。
- (2) 契約は本プロポーザルに基づく随意契約とする。
- (3) 契約にあたっては太田市契約規則（平成17年太田市規則第75号）に基づくこととする。

1.3 その他

- (1) 当該プロポーザルに関する提案書の作成・提出・プレゼンテーション等の一切の経費は、参加者が負担する。
- (2) 提案は1社につき、1件とする。
- (3) 提出期限を過ぎても必要書類が到着しない場合は、棄権したものとみなす。
- (4) 提案内容の実施に際しては、事務局と再度協議を要することとする。
- (5) 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となる。
 - ア) 見積額が委託料上限額を超えている場合
 - イ) 契約締結時までに前述2の参加資格を欠いていることが判明した場合
 - ウ) 契約に向けて必要な協議が不調に終わった場合
 - エ) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合
 - オ) 前各号に定めるほか、著しく信義に反する行為等、審査委員長が失格であると認定した場合
- (6) その他
 - ア) 本プロポーザルは、参加者が1者の場合でもその提案内容を評価し、その結果が妥当であると委員会が判断した場合は、成立するものとする。
 - イ) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。
 - ウ) 今回のプロポーザル実施は、契約の準備行為であり、市議会の予算議決を要するため、議決が得られた後に契約を締結するものとする。議決が得られなかったときは、このプロポーザルの実施は無効とする。これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

1.4 事務局

〒373-8718 群馬県太田市飯塚町1059番地1

(太田市運動公園市民体育館事務室)

太田市文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ係（担当：青田・中山）

TEL 0276-45-8118

Eメール 017750@mx.city.ota.gunma.jp